

令和5年5月2日

保護者 様

三島市教育委員会

## 5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

新緑の候、保護者の皆様におかれましては、学校の教育活動にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、令和5年4月28日に文部科学省より、「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）」が出されました。

このことに伴い、三島市では、5月8日以降の感染症対策について、下記のとおりとしますので、ご承知ください。

### 記

#### 1 学校の新型コロナウイルス感染症対策について（5/8から変更有り）

学校では、「手洗いなどの手指衛生や咳エチケット」、「換気」等、基本的な感染対策は継続していきます。

##### (1) 児童生徒が感染により欠席する場合について

- ・ **出席停止**となります。感染が確認された児童生徒は学校への連絡をお願いします。

5/8日からは停止期間が変更になります。

見直し前	見直し後
発症した翌日から7日間かつ 症状軽快後24時間	発症した翌日から5日間かつ 症状が軽快した後1日を経過するまで

ただし、出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、感染リスクが残存することから、マスクの着用を推奨します。

##### (2) 児童生徒が、発熱や咽頭痛、咳等の症状により欠席する場合について

- ・ **病欠**となります。

##### (3) 濃厚接触者の扱いについて

- ・ **濃厚接触者としての特定は行われません**こととなりますので、児童生徒と同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染していても、今後は、行動制限及びその協力要請は行われません。

##### (4) 健康観察について

児童生徒の健康状態を確認していただくことが学校での感染を防ぐことにつながりますので、毎朝（登校前）の健康観察をお願いします。

## 2 マスク着用について（新学期からと変更なし）

- ・児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- ・感染不安によりマスクの着用を希望する児童生徒には、適切に配慮していきます。
- ・新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含め、感染症が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促すこともありますが、そういった場合においても、マスクの着用を強いることはありません。

## 3 ご家庭での感染症対策等のお願い

- ・基本的な感染防止対策（「手洗いなどの手指衛生」、「換気」等）の継続をお願いします。
- ・咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう児童生徒に指導してください。
- ・感染者に対する差別や偏見、誹謗中傷等は、許されないことであること、また、マスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう児童生徒と話し合ってくださいようお願いします。

担 当 学校教育課指導係  
電話番号 983-2671